

# 財政金融委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	山本 孝史 (民主)	段本 幸男 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
理事	田村 耕太郎 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	平野 達男 (民主)
理事	中島 啓雄 (自民)	舛添 要一 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	山下 英利 (自民)	溝手 顕正 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	櫻井 充 (民主)	若林 正俊 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	峰崎 直樹 (民主)	犬塚 直史 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	柏村 武昭 (自民)	尾立 源幸 (民主)	糸数 慶子 (無)
	片山 虎之助 (自民)	大久保 勉 (民主)	
	金田 勝年 (自民)	大塚 耕平 (民主)	(17.10.18 現在)

### (1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願5種類51件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**銀行代理業制度の創設** 内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、預金者等の利便性の向上に資するため、銀行代理店制度について見直しを行い、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度等を創設する**銀行法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、代理店への再委託に関する銀行法と他の業法との考え方の相違点、銀行代理業の参入許可及び兼業承認の具体的要件、銀行代理店に対する検査・監督体制の在り方、顧客情報の流用を防止するための方策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

10月18日、財政政策について谷垣財務大臣から、金融行政について伊藤内閣府特命担当大臣から、それぞれ発言を聴取した。

また、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**(平成17年6月10日提出)について、岩田日本銀行副総裁より説明を聴取した。

10月20日、政策金融機関の見直しに対する財務大臣の見解、道路特定財源の一般財源化の道筋、予算と決算との乖離の是正に向けた財務省の取組、自己資本比率規制を銀行の健全性の指標とすることの妥当性、東アジア共同体の構築に向けた日本の立場等について質疑を行った。

また、日銀報告書に関し、郵政民営化が金融市場や日銀の金融政策に与える影響、日銀の量的緩和政策に伴う国債の大量保有により国の財政規律が緩められる可能性、量的緩和政策の解除方法と解除後の金融政策のロードマップ、今後の金融政策の指標として物価目標を設定する可能性等について質疑を行った。

10月27日、参考人日本公認会計士協会会長藤沼亜起君に対し、カネボウ粉飾決算に係る監査法人の対応の在り方、監査法人の強制ローテーション導入のメリット、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビュー制度の情報公開の内容等について質疑を行うとともに、財投機関の資金調達における財投債と財投機関債の仕分けに関する財務省の認識、所得格差拡大に伴い高額所得者に対する所得税の課税を強化する必要性、沖縄振興開発金融公庫の役割と政策金融機関統廃合の方向性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年10月18日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行副総裁岩田一政君から説明を聴いた。

### ○平成17年10月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策金融機関に関する件、道路特定財源に関する件、予算編成及び政策評価に関する件、自己資本比率規制に関する件、東アジア共同体に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣、林田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、池口修次君（民主）、尾立源幸君（民主）、櫻井充君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について谷垣財務大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行理事小林英三君、同銀行理事白川方明君及び同銀行理事武藤英二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

### ○平成17年10月25日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 山下英利君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、大久保勉君（民主）、広田一君（民主）、櫻井充君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第14号）賛成会派 自民、民主、公明、無  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

### ○平成17年10月27日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公認会計士の監査に関する件、カネボウの粉飾決算に関する件、財政投融资に関する件、税制改革に関する件、政策金融機関に関する件等について伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、政府参考人及び参考人日本公認会計士協会会長藤沼重起君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 尾立源幸君（民主）、平野達男君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 請願第46号外50件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## （3）議案の要旨・附帯決議

### ○成立した議案

#### 銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）

##### 【要旨】

本法律案は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図るため、銀行等の代理店制度の見直しを行うとともに、子会社規制の緩和等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、銀行代理店制度の見直し

- 1 販売チャネルを多様化し、顧客利便の向上を図るため、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設する。
- 2 一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課されている出資規制や兼業規制を撤廃する一方、銀行代理業の適正・確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制とするほか、兼業については個別承認制とする。
- 3 銀行代理業者に対し、委託元銀行や代理・媒介の別の明示、預金等金融商品・サービス内容の説明を義務付ける。また、顧客財産の分別管理義務を負わせるほか、抱き合わせ販売や情実融資を禁止する。
- 4 委託元銀行は、銀行代理店に対し、業務の指導その他の健全・適切な運営を確保する責任を負うほか、銀行代理店が顧客に与えた損害の賠償責任を負う。
- 5 銀行法の改正に準じて、長期信用銀行代理業制度、信用金庫代理業制度等の規定を整備する。

## 二、子会社規制・業務規制等の緩和

- 1 複数の銀行等が共同して従属業務会社（現金自動預払機の保守等）を設立することを解禁する。
- 2 信用金庫法等に基づく信用金庫等の証券業務等の認可制を廃止し、証券取引法に基づく登録制に一元化する。

## 三、適切な業務運営確保のための措置

- 1 銀行等の業務委託先（システム管理等）への報告徴求及び立入検査を可能とする。
- 2 銀行等に中間決算公告を義務付ける。

## 四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行代理業者の参入の許可制、兼業の承認制については、可能な限りその要件を明確化し、透明性の高い仕組みを構築するとともに、代理業者による抱き合わせ販売や情実融資等の懸念を払拭すべく、代理業者はもとより委託元銀行への監督、指導を徹底すること。
- 一 代理業者が得た情報を顧客の同意なく兼業先で流用することがないよう、顧客情報の適正な取扱いを徹底させるとともに、委託元銀行及び代理業者に対する監督、指導によってその実効性を確保すること。
- 一 出資規制、専業規制が撤廃されることにより、一つの代理業者が複数の金融機関の代理行為を行うことや多様な金融商品を取り扱うことが可能となることから、顧客への正確かつ十分な情報提供が行われるよう、万全を期すること。
- 一 代理業者が唯一の地域金融の担い手になるという事態をも想定し、その参入許可、兼

業承認の審査に当たっては、顧客サービス、顧客保護の充実という観点から十分かつ迅速に行えるよう適切な措置を講ずること。

- 一 代理業者への参入許可、兼業承認、立入検査などの実務を担う地方財務局等がその行政機能を発揮できるよう、組織、要員等につき、特段の努力を払うこと。
- 一 今回の改正により、金融サービスの販売部門を一般に開放する制度改革が完了し、競争原理の環境が整うことから、引き続き、顧客情報や資産保護の観点を踏まえつつ、幅広い金融サービスを対象とした利用者保護のための横断的な法制・ルールの整備を急ぐこと。

右決議する。